

福祉医療費助成制度についてお知らせします (7月1日現在)

福祉医療費助成制度は、健康保険に加入している高齢期移行、子ども、障害者(児)、母子家庭、父子家庭の人に、健康保険で診療を受けた場合の自己負担額の一部を助成する制度です(※子ども以外は所得制限があります)。

7月1日から新しい受給者証になり、今までの受給者証は使えなくなります。所得判定の結果、継続して各福祉医療費助成制度に該当する人には、新しい受給者証を郵送しています。福祉医療費助成制度は以下のとおりです。

区分	対象	所得制限	一部負担金(自己負担額)
① 高齢期移行	【65歳から69歳の人で誕生日がS27.7.1以降の人】 (区分1) 市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない人(年金収入80万円以下かつ所得なし) (区分2) 市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下、かつ要介護2以上の人	あり	【誕生日がS27.7.1以降の人】 (区分1) 2割負担 入院 月15,000円まで 外来 月8,000円まで (区分2) 2割負担 入院 月35,400円まで 外来 月12,000円まで
	【65歳から69歳の人で誕生日がS27.6.30までの人】 (区分1) 市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない人(年金収入80万円以下かつ所得なし) (区分2) 市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の人		【誕生日がS24.7.1から昭和27.6.30までの人】 (区分1) 2割負担 入院 月15,000円まで 外来 月8,000円まで (区分2) 2割負担 入院 月35,400円まで 外来 月12,000円まで 【誕生日がS24.6.30までの人】 (区分1) 1割負担 入院 月15,000円まで 外来 月8,000円まで (区分2) 2割負担 入院 月24,600円まで 外来 月8,000円まで
② 重度障害者医療	身体障害者手帳1・2級の人 療育手帳A判定の人 精神障害者保健福祉手帳1級の人	あり	外来: 1日600円を限度に月2回まで 入院: 1割負担(月2,400円) ・長期入院(連続して3カ月を超える入院の場合)は、4カ月目以降の一部負担金なし ・外来、入院どちらも医療機関ごと ※低所得者は、外来: 1日400円、入院: 月1,600円になります。
③ 高齢重度障害者医療	上記、重度障害者医療の対象者のうち、後期高齢者医療制度に加入している人	あり	
④ 子ども医療	乳幼児等 小学校就学前までの子どもと小学校1年生から小学校3年生までの年齢に該当する児童	なし	外来・入院とも: 一部負担金なし ・国や県の他の公費負担制度(指定難病など)を利用した場合の自己負担額も、償還払いにより無料となります。
	子ども 小学校4年生から中学校3年生の年齢に該当する児童・生徒		
⑤ 母子家庭等医療	母子家庭、父子家庭で18歳到達後最初の3月31日までの児童(生徒)がいる母(父)等及びその児童(生徒) ・高等学校等に在学中の場合(高等学校卒業者は除く)は、20歳に達する月の末日まで	あり	外来: 1日800円を限度に月2回まで 入院: 1割負担(月3,200円) ・長期入院(連続して3カ月を超える入院の場合)は、4カ月目以降の一部負担金なし ・外来、入院どちらも医療機関ごと ※低所得者は、外来: 1日400円、入院: 月1,600円になります。

※低所得者とは、市町村民税非課税世帯で世帯全員の前年中の年金収入が80万円以下または年金収入を加えた所得が80万円以下の人です。

母子家庭等医療費助成制度や重度障害者医療費助成制度の資格を有する人で、中学3年生までの児童については、子ども医療費助成制度により医療費が無料となるため、乳幼児等(子ども)医療費受給者証を優先して交付します。
学校管理下で生じたケガなどにより災害給付の対象となる場合は、子ども医療費助成制度の受給者証は使えません。

問合せ 区分①②③ 地域福祉課 地域福祉係 ☎492-9136
区分④⑤ 子ども課 児童福祉係 ☎492-9155

7月は“社会を明るくする運動”の強調月間です

問合せ ☎492-2518(田中まで)

吉岡 泰毅 (蛸草)	福本 優子 (蛸草)	福田 幸夫 (加古)	田中 幸夫 (加古)	繁田 喜彦 (国岡)	岸本 嘉文 (国岡)	大 一光 (国岡)	池田 博美 (岡)
------------	------------	------------	------------	------------	------------	-----------	-----------

稲美町保護司 (50音順・敬称略)

「社会を明るくする運動」とは、法務省が主唱し市・町などの協力を得て行われる、すべての国民が犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りを支援する「更正保護」に対して理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で68回目を迎えます。再犯を防ぎ地域の安全を守るためには、立ち直りを支える取り組みのほか、彼らの居場所作りや仕事を確保するなど、「地域のチカラ」が必要不可欠です。

この運動の一環として稲美町でも、7月2日(月)の午前10時からフリーデイズいなみ周辺においてポケットティッシュを配布し、啓発活動として街頭キャンペーンを行います。

もの忘れ健診を受けましょう

認知症は早期発見・早期治療・早期支援が大切

認知症の発症は加齢とともに増加し、85~90歳の約半数は認知症と推定されています。人生90年時代となった今、認知症は他人事ではありません。

認知症は脳の障害による病気ですが、アルツハイマー型認知症は薬で進行を遅らせることができると言われており、慢性硬膜下血腫のように治療可能なものもあります。また、症状が軽いうちに、ご本人やご家族が認知症のを知り、今後の備えをすることが可能です。

また、認知症の予備軍である軽度認知障害(正常と認知症の中間の状態)の人は、早い段階で気づき、生活の取り組みようで認知症の発症予防、進行の抑制が可能と言われています。

もの忘れ健診は、巡回がん検診実施会場で無料、予約なしで受けられます(9:30~11:00)。短時間(5分程度)の問診です。

役場の窓口においても、もの忘れ健診を受けることができます。まずはお電話でお問い合わせください。

問合せ先 健康福祉課 地域包括係 (地域包括支援センター) ☎492-9150

健康福祉事務所だより

- ① こころのケア相談 7月9・23日(月)13:00~14:00
9日はアルコール関連の相談あり
- ② 専門栄養相談 7月18日(水)9:30~11:30
- ③ エイズ・肝炎ウイルス検査相談(匿名・無料実施)
7月11・25日(水)9:10~10:20

場所・問合せ先: 加古川健康福祉事務所
電話予約制 ①は地域保健課(☎422-0003)
②・③は健康管理課(☎422-0002)

児童手当現況届の提出について

児童手当を受給されている人に「児童手当現況届」を郵送しています。提出期限は6月20日(水)までとなっていました。未提出の人は至急提出してください。

未提出の場合は、10月期の児童手当の支払いができませんので忘れぬようお願いします。

問合せ 児童福祉係 ☎492-9155

7月の保健行事

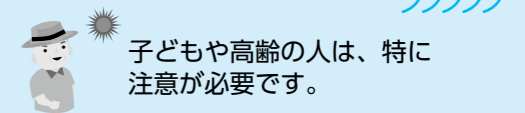
行事名	対象	と き	と ころ	も っ て く る も の
4カ月児健診	平成30年3月生まれの乳児	3日(火)	13:00~14:00(受付) 総合福祉会館	母子健康手帳・問診票
10カ月児健診	平成29年9月生まれの乳児	10日(火)		
1歳6カ月児健診	平成28年12月生まれの幼児	13日(金)		
3歳児健診	平成27年2月生まれの幼児	27日(金)		

問合せ先 子ども課 育児支援係 ☎492-9155

7月は「熱中症予防強化月間」です!

“熱中症に注意しましょう”

- 室内でも外出時でも、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分などを補給しましょう。
- 帽子や日傘で暑さを避け、涼しい服装を心がけましょう。
- 暑さを感じなくても気温や湿度の高い日には、無理な節電はせず、適度に扇風機やエアコンを使いましょう。



子どもや高齢の人は、特に注意が必要です。



をご存知ですか?

(オストメイトマーク)

このマークは、人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを示すマークです。

オストメイトは便意や尿意を感じたり、我慢したりすることができないため、便や尿を溜めておくための袋を腹部に装着しています。排泄物は一定時間ごとに処理し、袋や腹部を洗浄しなくてはなりません。町内の公共施設には、役場新館1階、総合福祉会館等5カ所にオストメイト対応トイレを設置しています。役場新館のトイレには、身体の不自由な人・乳幼児を連れた人にもご利用いただけるような設備も備えていますので、安心してご利用ください。

あかちゃんタクシー助成事業をご利用ください

出産時の入院または退院の際に、妊産婦本人が利用したタクシー代の一部を助成します。

- 対 象 出産日及び申請日に稲美町に住所がある人
助 成 額 上限3,000円(1回の出産につき1回のみ)
申 請 期 限 出産後6カ月以内
手 続 け に 必 要 な も の
タクシー代領収書、入退院日の確認できる医療機関の領収書、母子健康手帳、印かん、振込先のわかるもの
問 合 先 子ども課 育児支援係 ☎492-9155